

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案要綱

第一 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）について所要の規定の整理を行うこと。

第二 この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行すること。

（附則関係）